



- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [和光北インター地域土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出\(市街地整備課\)](#)
- [平成24年度埼玉県告示第312号の一部を改正する告示\(八潮新都市建設事務所\)](#)
- [県道飯田橋石神井新座線\(栗原交差点\)の区域の変更\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [県道鴻巣川島線の供用開始\(北本県土整備事務所\)](#)
- [一般国道254号の供用開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [一般国道299号の供用開始\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [水道用薬品の調達に関する落札者等の公示\(水道管理課\)](#)
- [平成24年度埼玉県職員採用上級試験等の実施\(任用審査課\)](#)
- [平成24年度埼玉県警察事務職員採用上級試験の実施\(任用審査課\)](#)
- [平成24年度埼玉県職員採用初級試験等の実施\(任用審査課\)](#)
- [平成24年度埼玉県警察事務職員採用初級試験の実施\(任用審査課\)](#)
- [平成24年度埼玉県免許資格職職員採用試験の実施\(任用審査課\)](#)
- [平成24年度埼玉県経験者職員採用試験の実施\(任用審査課\)](#)

# 規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 金野俊男

埼玉県人事委員会規則六 七八

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和四十六年埼玉県人事委員会規則六一一）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第四号を次のように改める。

## 四 経験者職員採用試験

別表第一試験区分の項中「民間企業等職務経験者職員採用試験」を「経験者職員採用試験」に改める。

別表第二免許資格職員採用試験の項中

司書 (A)	主として図書に関する知識
司書 (B)	主として図書に関する知識

「  
知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職  
識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職  
識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職  
識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職  
」を

司書

主として図書に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に

従事することを職務とする職

に改め、同表試験区分の項中「民間企業等職務経

験者職員採用試験」を「経験者職員採用試験」に改める。

別表第三免許資格職員採用試験の項中、にあつては十九歳以上三十歳未満の者、  
司書（B）にあつては十九歳以上二十一歳未満」を「及び司書にあつては十九歳以  
上三十歳未満」に改め、同表民間企業等職務経験者職員採用試験の項を次のように  
改める。

経験者職員	次に掲げる者
採用試験	一 試験の告示の日の属する年度の四月一日おける年齢が五十九歳未満の者で民間企業等（自営業を含む。）における職

附則

- 務経験を有する者
- 二 試験の告示の日の属する年度の四月一日おける年齢が二
- 十一歳以上三十歳未満の者

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

埼玉県告示第五百六十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年四月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人和光・文化を育む会

三 代表者の氏名

鍵和田 美津子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県和光市南一丁目十四番十二号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の文化遺産の伝承と名作や文化を育む心豊かな夢のあるまちづくりに寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第五百六十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年四月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人あどぼ
- 三 代表者の氏名  
富岡 邦雄
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県久喜市上町二十五番四十八号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、埼玉県に住む障がいを持つ人々に対して、地域で生き生きと自立していくことができる社会の実現を図るため自立支援活動や暮らしやすいまちづくりに関する福祉サービス事業を行い、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第五百六十六号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 受託者の名称及び所在地

日本トータル株式会社

東京都港区港南二丁目十六番一号

二 委託契約締結日

平成二十四年三月二十六日

三 委託期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第五百六十七号

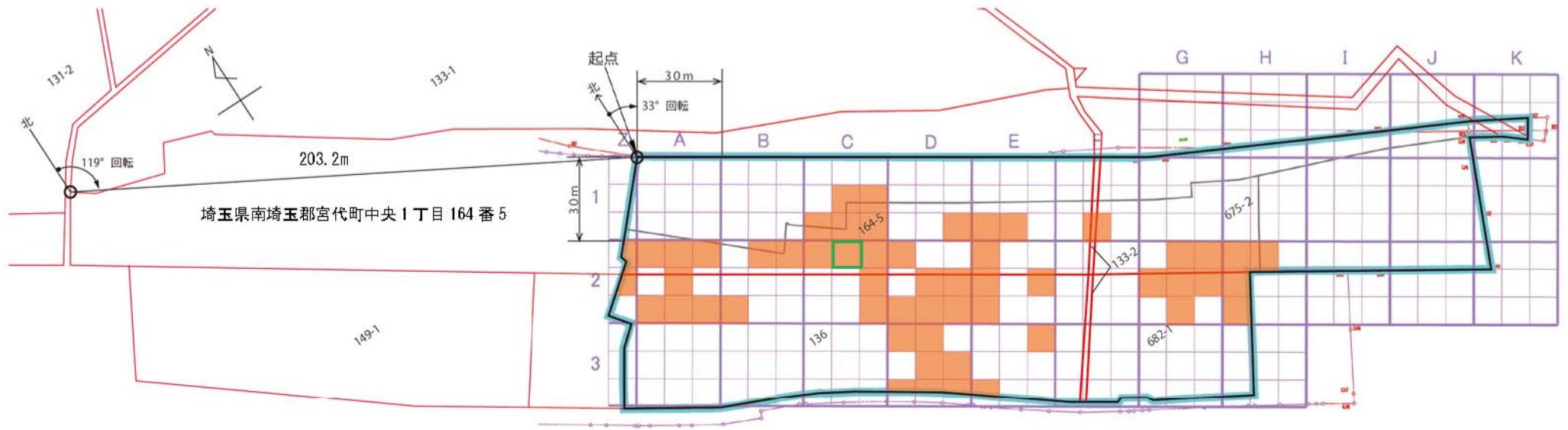
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定に基づき、平成二十四年埼玉県告示第五十九号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
  - 二 別図のとおり（埼玉県南埼玉郡宮代町中央一丁目百六十四番五の一部）
- 講じられた汚染の除去等の措置
- 基準不適合土壌の掘削による除去





**【起点】**


起点は、埼玉県南埼玉郡宮代町中央1丁目164番5の最北端の地点を支点に北方向から右方向に119°回転させたライン上の203.2m離隔地点\*（調査対象範囲における最北端の地点）とする。


\*：離隔距離の算定は測量図に公図を重ねたCAD図面上での計測による

**【格子の回転角度】**

33°

起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線より構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

 形質変更時要届出区域

 指定を解除する区域

## 告 示

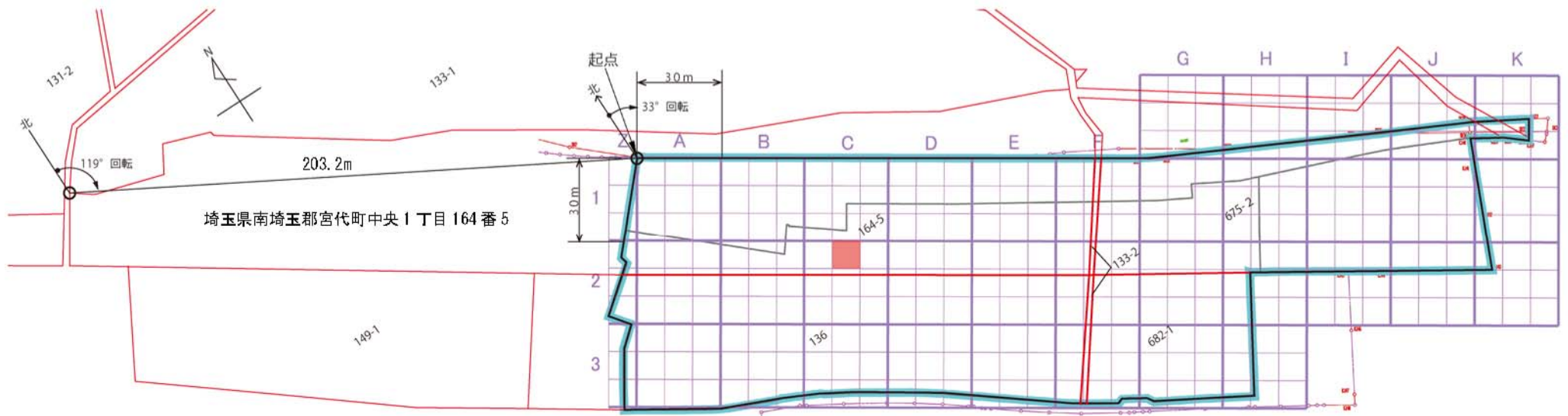
### 埼玉県告示第五百六十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定に基づき、平成二十四年埼玉県告示第五十八号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県南埼玉郡宮代町中央一丁目百六十四番五の一部）
- 二 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去



**【起点】**


起点は、埼玉県南埼玉郡宮代町中央1丁目164番5の最北端の地点を支点に北方向から右方向に119°回転させたライン上の203.2m離隔地点\*（調査対象範囲における最北端の地点）とする。

\*：離隔距離の算定は測量図に公図を重ねたGAD図面上での計測による

**【格子の回転角度】**

33°

起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線より構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

 指定を解除する区域

## 告 示

埼玉県告示第五百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
秩 父 中 央 病 院	秩 父 市 寺 尾 1 4 0 4	医 療 法 人 全 和 会	居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 23 年 9 月 1 日
ケ ア セ ン タ ー 清 雅 園	日 高 市 森 戸 新 田 9 9 - 2	社 会 福 祉 法 人 晃 和 会	介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	平 成 18 年 5 月 1 日
く る み 居 宅 介 護 支 援 事 業 所	児 玉 郡 神 川 町 元 阿 保 3 6 0 - 1	有 限 会 社 ポ ラ リ ス	居 宅 介 護 支 援	平 成 24 年 3 月 1 日
水 辺 の 園 し お り	春 日 部 市 本 田 町 2 - 3 1 9	有 限 会 社 健 彦 コ ー ポ レ ー シ ョ ン	訪 問 介 護	平 成 24 年 4 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 介 護	平 成 24 年 4 月 1 日
医 療 法 人 社 団 順 信 会 上 尾 メ デ ィ カ ル ク リ ニ ッ ク	上 尾 市 原 市 3 1 3 3	医 療 法 人 社 団 順 信 会	通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	平 成 24 年 4 月 1 日
さ く ら 2 4	吉 川 市 加 藤 8 2 1 - 1	e - s m i l e 株 式 会 社	居 宅 介 護 支 援	平 成 24 年 3 月 1 日
ら い ふ ね っ と デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー	熊 谷 市 玉 井 5 - 2	有 限 会 社 菩 提 樹	通 所 介 護	平 成 24 年 3 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	平 成 24 年 3 月 1 日
居 宅 介 護 支 援 事 業 所 ル ー エ	熊 谷 市 川 原 明 戸 4 7 1 - 3	社 会 福 祉 法 人 麻 葉 会	居 宅 介 護 支 援	平 成 24 年 3 月 1 日
シ ョ ー ト ス テ イ ル ー エ	熊 谷 市 川 原 明 戸 4 7 1 - 3	社 会 福 祉 法 人 麻 葉 会	短 期 入 所 生 活 介 護	平 成 24 年 4 月 1 日
			介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	平 成 24 年 4 月 1 日
デ イ サ ー ビ ス ル ー エ	熊 谷 市 川 原 明 戸 4 7 1 - 3	社 会 福 祉 法 人 麻 葉 会	通 所 介 護	平 成 24 年 4 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	平 成 24 年 4 月 1 日
デ イ サ ー ビ ス お う え ん 上 赤 坂	狭 山 市 上 赤 坂 6 2 9 - 9	株 式 会 社 お う え ん	通 所 介 護	平 成 24 年 2 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	平 成 24 年 2 月 1 日

ファインケア熊谷	熊谷市中央4-1-1 近藤ビル肥塚1F-A	株式会社ファインケア	訪問介護	平成24年4月1日
			居宅介護支援	平成24年4月1日
			介護予防訪問介護	平成24年4月1日
ジン・デンタル・オフィス	熊谷市本石2-135 イオン熊谷2F	医療法人社団 仁成会	居宅療養管理指導	平成24年1月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成24年1月1日
特別養護老人ホームルーエ	熊谷市川原明戸471-3	社会福祉法人 麻葉会	介護老人福祉施設	平成24年4月1日
ファインケア狭山	狭山市入間川3-24-15	株式会社ファインケア	訪問介護	平成24年4月1日
			介護予防訪問介護	平成24年4月1日
			居宅介護支援	平成24年4月1日
ショートステイファインケア狭山	狭山市入間川3-24-15 小林ビル2F	株式会社ファインケア	短期入所生活介護	平成24年4月1日
			介護予防短期入所生活介護	平成24年4月1日
デイサービスファインケア狭山	狭山市入間川3-24-15 小林ビル1F	株式会社ファインケア	通所介護	平成24年4月1日
			介護予防通所介護	平成24年4月1日
デイサービスファインケア入間川	狭山市入間川3-24-15 小林ビル1F	株式会社ファインケア	認知症対応型通所介護	平成24年4月1日
			介護予防認知症対応型通所介護	平成24年4月1日
デイサービス 第2木もれび	所沢市東狭山ヶ丘1-27-20	一般社団法人木もれび	通所介護	平成24年2月1日
			介護予防通所介護	平成24年2月1日

ファインケア福祉用具レンタルセンター	戸田市美女木7-19-21	株式会社ファインケア	福祉用具貸与	平成24年4月1日
			特定福祉用具販売	平成24年4月1日
			特定介護予防福祉用具販売	平成24年4月1日
			介護予防福祉用具貸与	平成24年4月1日
デイサービス 行田ほのか	行田市犬塚524-1	有限会社エコステーション	通所介護	平成24年4月5日
			介護予防通所介護	平成24年4月5日
デイサービス あおいそら越生	ときがわ町大字瀬戸元下387-3	株式会社すまいる介護センター	通所介護	平成24年4月1日
			介護予防通所介護	平成24年4月1日
桃 李 の 里	寄居町富田2901-8	有限会社トウリハウス	通所介護	平成24年4月1日
			介護予防通所介護	平成24年4月1日
アイリス調剤薬局 ふじみ野店	ふじみ野市亀久保1818-6	サンパークス株式会社	居宅療養管理指導	平成24年4月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成24年4月1日
デイサービス ゆうわ	宮代町和戸2-6-35	株式会社サンエーホーム	通所介護	平成24年4月1日
			介護予防通所介護	平成24年4月1日
特別養護老人 ホームみちみち伊奈中央	伊奈町小室9544-1	社会福祉法人光彩会	短期入所生活介護	平成24年4月1日
			介護老人福祉施設	平成24年4月1日
			介護予防短期入所生活介護	平成24年4月1日

ふじみ野アイル歯科クリニック	富士見市ふじみ野東1-1-1 ふじみ野ナーレ4F	浅野 卓也	居宅療養管理指導	平成24年4月26日
			介護予防居宅療養管理指導	平成24年4月26日
デイハウスありがとう	上里町七本木1226-1	株式会社こもれび	通所介護	平成23年11月1日
			介護予防通所介護	平成23年11月1日
リハビリデイサービス nagomi 越谷店	越谷市花田6-4-10	e-cube care 株式会社	通所介護	平成24年4月1日
			介護予防通所介護	平成24年4月1日
医療法人社団 悠翔会 悠翔会在宅クリニック越谷	越谷市南越谷4-13-20 2F	医療法人社団悠翔会	居宅療養管理指導	平成24年4月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成24年4月1日
ショートステイ 越谷なごみの郷	越谷市川柳町3-55-1	社会福祉法人エンゼル福祉会	短期入所生活介護	平成24年2月1日
			介護予防短期入所生活介護	平成24年2月1日
寛 デンタル オフィス	越谷市南越谷1-1-59 ロサード南越谷101	医療法人社団知友会	居宅療養管理指導	平成24年3月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成24年3月1日
医療法人泰一会 飯能整形外科病院	飯能市東町12-2	医療法人泰一会	訪問リハビリテーション	平成24年4月1日
			介護予防訪問リハビリテーション	平成24年4月1日
居宅介護支援事業所ひがしまつやま寿苑	東松山市柏崎629-1	社会福祉法人一寿会	居宅介護支援	平成24年4月1日
ショートステイひがしまつやま寿苑	東松山市柏崎629-1	社会福祉法人一寿会	短期入所生活介護	平成24年4月1日
			介護予防短期入所生活介護	平成24年4月1日



デイサービスセンターひがしまつやま寿苑	東松山市柏崎629-1	社会福祉法人一寿会	通所介護	平成24年4月1日
			介護予防通所介護	平成24年4月1日
居宅介護支援事業所すずらん	深谷市起会256-3	株式会社けい	居宅介護支援	平成24年4月1日
はくれん在宅クリニック	春日部市中央3-5-14 サンウエスティン103	大津 敦子	居宅療養管理指導	平成24年4月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成24年4月1日
デイサービスセンター みどりの風鶴ヶ島	鶴ヶ島市上広谷543-1	社会福祉法人稲穂の道	通所介護	平成24年4月1日
			介護予防通所介護	平成24年4月1日
特定非営利活動法人けいすまいる	狭山市水野1315-24	特定非営利活動法人けいすまいる	訪問介護	平成24年4月1日
あゆみ毛呂山	毛呂山町前久保南3-22-27	株式会社PMC	小規模多機能型居宅介護	平成24年4月1日
			介護予防小規模多機能型居宅介護	平成24年4月1日
コスモス	比企郡川島町上伊草1998-3-106	株式会社かねもと	訪問介護	平成23年10月1日
			介護予防訪問介護	平成23年10月1日
合同会社 緑の郷 居宅介護支援事業所 楓	比企郡嵐山町古里496	合同会社 緑の郷	居宅介護支援	平成23年11月1日
グループホーム共用型指定認知症対応型 通所介護事業所彩香らんど「田舎の家」	比企郡小川町下里706-1	株式会社彩香らんど	認知症対応型通所介護	平成24年4月1日
			介護予防認知症対応型通所介護	平成24年4月1日
グループホーム彩香らんど「田舎の家」	比企郡小川町下里706-1	株式会社彩香らんど	認知症対応型共同生活介護	平成24年4月1日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	平成24年4月1日

グループホーム共用型指定認知症対応型 通所介護事業所 田舎の家	比企郡小川町青山201-1	株式会社彩香らんど	認知症対応型通所介護	平成24年4月1日
			介護予防認知症対応型通所介護	平成24年4月1日
ウイステリア鶴瀬 短期入所生活介護	富士見市鶴馬2591-1	社会福祉法人相愛福祉会	短期入所生活介護	平成24年3月1日
			介護予防短期入所生活介護	平成24年3月1日
ウイステリア鶴瀬 認知症対応型通所介護	富士見市鶴馬2591-1	社会福祉法人相愛福祉会	認知症対応型通所介護	平成24年3月1日
			介護予防認知症対応型通所介護	平成24年3月1日
地域密着型特別養護老人ホームウイステリア鶴瀬	富士見市鶴馬2591-1	社会福祉法人相愛福祉会	地域密着型介護老人福祉施設	平成24年3月1日
デイサービス まぁむ 川口西口駅前	川口市川口2-6-10	株式会社 ウィズ	通所介護	平成24年3月1日
			介護予防通所介護	平成24年3月1日
いきいき南前川本店	川口市南前川2-13-24 武山マンション1階	株式会社いきいき	通所介護	平成24年3月1日
			介護予防通所介護	平成24年3月1日
ケアスパまごころ	川口市元郷5-6-1 第三石峰ビル1階	株式会社アシスト	通所介護	平成24年3月1日
			介護予防通所介護	平成24年3月1日
にぎやかデイサービス	川口市新井町16-4	株式会社マリンスター	通所介護	平成24年3月1日
			介護予防通所介護	平成24年3月1日
デイサービスさくら茶屋川口	川口市東内野521-10	株式会社イージェーシー	通所介護	平成24年3月1日
			介護予防通所介護	平成24年3月1日

デイサービスセンター 遊・みずほ台	富士見市東みずほ台 2 - 1 5 - 1 3	株式会社ウィズネット	通 所 介 護	平成 24 年 3 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	平成 24 年 3 月 1 日
リハビリトレーニングセンター ケア・リンク	所沢市東所沢和田 1 - 2 4 - 3 - 2	メディカル・ケア・リンク株式会社	通 所 介 護	平成 24 年 3 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	平成 24 年 3 月 1 日
介護老人保健施設みかじま	所沢市三ヶ島 5 - 1 6 3 6	医療法人泰一会	通所リハビリテーション	平成 24 年 3 月 24 日
			短期入所療養介護	平成 24 年 3 月 24 日
			介護老人保健施設	平成 24 年 3 月 24 日
			介護予防通所リハビリテーション	平成 24 年 3 月 24 日
			介護予防短期入所療養介護	平成 24 年 3 月 24 日
アカラリゾート	狭山市富士見 1 - 2 7 - 2 5 アマン富士見 1 階	株式会社メルフィス	通 所 介 護	平成 24 年 4 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	平成 24 年 4 月 1 日
居宅介護支援事業所 あさがお	所沢市泉町 1 8 3 8 - 5 ハラシマビル 2 0 1	小林 好子	居 宅 介 護 支 援	平成 24 年 1 月 1 日
本庄地域包括支援センター安誠園	本 庄 市 小 和 瀬 1 6 6 6	社会福祉法人安誠福祉会	介 護 予 防 支 援	平成 24 年 4 月 1 日
大洋薬局 三郷店	三郷市三郷 2 - 2 - 1 6 吉野ビル 1 F	株式会社大洋メディカルサプライ	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 24 年 3 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	平成 24 年 3 月 1 日
あっぷる 歯科	日高市高萩 6 2 4 - 8 高萩駅前ビル 1 F	角 田 幸 子	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 24 年 4 月 1 日
居宅介護支援事業所 武甲の里	秩父郡横瀬町横瀬 1 1 7 0 - 2 0	有限会社ベストワーク	居 宅 介 護 支 援	平成 24 年 3 月 1 日

リハビリこんぱす 訪問看護ステーション	春日部市粕壁東5-2-27 和光コーポラス101号室	合同会社リハビリこんぱす	訪問看護	平成24年4月1日
			介護予防訪問看護	平成24年4月1日
ミモザ花崎	加須市花崎北1-18-2	ミモザ株式会社	小規模多機能型居宅介護	平成24年3月1日
			介護予防小規模多機能型居宅介護	平成24年3月1日
川口ファミリークリニック	川口市戸塚6-20-13 KF第2オフィス1階	医療法人社団 芳雄会	訪問看護	平成24年4月1日
			訪問リハビリテーション	平成24年4月1日
			居宅療養管理指導	平成24年4月1日
			介護予防訪問看護	平成24年4月1日
			介護予防訪問リハビリテーション	平成24年4月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成24年4月1日
グループホーム ルミエール	羽生市上岩瀬1792-1	株式会社スクールパール羽生	認知症対応型共同生活介護	平成24年5月1日
小規模多機能型居宅介護 ルミエール	羽生市上岩瀬1792-1	株式会社スクールパール羽生	小規模多機能型居宅介護	平成24年5月1日
富山歯科医院	戸田市新曽南1-11-19	富山 文信	居宅療養管理指導	平成24年1月1日

## 告 示

埼玉県告示第五百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	機 関 種 別 名
ニチイケアセンター北本	所在地	北本市中央3-43 大島ステーションビル1F	北本市北本3-112	訪問介護
				介護予防訪問入浴介護
				介護予防訪問介護
				居宅介護支援
				訪問入浴介護
居宅介護支援事業所青い鳥	所在地	入間市久保稲荷4-4-10	入間市宮寺586	居宅介護支援
	名 称	こばやし居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所青い鳥	居宅介護支援
おひさま介護サービス草加	所在地	草加市氷川町2125-4 ウシヤマビル402	草加市高砂2-18-42 川井ビル2階	居宅介護支援
				介護予防訪問介護
				訪問介護
ラ ッ ク 戸 塚	所在地	川口市戸塚東1-8-28ザ・ルネッサンスヒルズ10AA	川口市戸塚鉄町1-30 アウローラ式番館101	訪問介護
				介護予防訪問介護
ラ ッ ク 戸 塚	名 称	ラック在宅介護サービス戸塚営業所	ラ ッ ク 戸 塚	介護予防訪問介護
				訪問介護
有限会社ケーテック 訪問介護サービスしおん(心温)	所在地	入間市豊岡4-5-1 グリーンスポット102	入間市仏子1095	介護予防訪問介護
				訪問介護

クオール薬局入間店	名称	若葉薬局	クオール薬局入間店	居宅療養管理指導
				介護予防居宅療養管理指導
クオール薬局宮寺店	名称	グリーン薬局	クオール薬局宮寺店	居宅療養管理指導
				介護予防居宅療養管理指導
訪問介護ステーション なかよし	所在地	春日部市藤塚 1 1 7 3 - 1	南埼玉郡宮代町和戸 2 - 6 - 3 5	介護予防訪問介護
				訪問介護
クオール薬局志木店	名称	カスガ調剤薬局	クオール薬局志木店	介護予防居宅療養管理指導
				居宅療養管理指導
居宅介護支援事業所なかよし	所在地	春日部市藤塚 1 1 7 3 - 1	南埼玉郡宮代町和戸 2 - 6 - 3 5	居宅介護支援
	名称	なかよし	居宅介護支援事業所 なかよし	居宅介護支援
プラチナ・ケアプランサービス春日部	所在地	春日部市栄町 3 - 8 1 ローデングリーンB101	春日部市栄町 3 - 1 0 7	居宅介護支援
プラチナ・訪問介護ステーション春日部	所在地	春日部市栄町 3 - 8 1 ローデングリーンB101	春日部市栄町 3 - 1 0 7	訪問介護
				介護予防訪問介護

## 告 示

埼玉県告示第五百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司



名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
武 蔵 嵐 山 病 院	比 企 郡 嵐 山 町 太 郎 丸 1 3 5	短 期 入 所 療 養 介 護	平 成 19 年 11 月 30 日
		介 護 療 養 型 医 療 施 設	平 成 19 年 11 月 30 日
		介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護	平 成 19 年 11 月 30 日

## 告 示

埼玉県告示第五百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
社会医療法人 至仁会 圏央所沢病院	名称	医療法人至仁会 圏央所沢病院	社会医療法人 至仁会 圏央所沢病院
社会医療法人至仁会 よしかわクリニック	名称	医療法人至仁会 よしかわクリニック	社会医療法人至仁会よしかわクリニック

## 告 示

埼玉県告示第五百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団美宏会 澤辺医院	川口市飯塚 1 - 1 8 - 1	平成 24 年 2 月 5 日
きむら 歯科医院	八潮市南川崎 3 1 2 - 4	平成 24 年 3 月 22 日
めぐみ 薬局 緑町	所沢市緑町 4 - 1 5 - 2 4	平成 23 年 12 月 31 日
はとがや 緑内科クリニック	川口市辻 1 5 7 3 - 1 鳩ヶ谷メディカルプラザ 3 F	平成 23 年 10 月 31 日
川口元郷 歯科医院	川口市本町 2 - 1 2 - 3 1	平成 24 年 2 月 8 日
ホワイ ト 歯科	上尾市原新町 6 - 1 0 - 1 0 1	平成 23 年 12 月 31 日
医療法人社団幸風会 中町クリニック	久喜市菖蒲町上栢間 3 1 6 8	平成 24 年 3 月 31 日
草加松並木クリニック	草加市松江 2 - 3 - 5 0	平成 24 年 3 月 31 日
稲垣 薬局 所沢店	所沢市並木 3 - 1 所沢パークタウン駅前通り団地 2 - 1 1 2	平成 24 年 3 月 7 日
訪問看護ステーション ハートステーション	久喜市北青柳 1 5 1 9	平成 24 年 2 月 15 日
馬島 医院	狭山市青柳 1 4 9 - 8	平成 24 年 1 月 31 日
かわべ 薬局	南埼玉郡白岡町小久喜 8 1 5 - 6	平成 24 年 3 月 31 日
保木 診療所	川口市峯 2 5 5	平成 24 年 3 月 14 日
医療法人社団栄寿会 菊池産婦人科医院	春日部市大場 8 7 4	平成 24 年 4 月 1 日
吉村 薬局	富士見市東みずほ台 2 - 2 - 1 1	平成 24 年 2 月 29 日
ドラッグイッチワタ小前田店	深谷市小前田 2 5 4 0	平成 24 年 2 月 29 日

二 指定施術者

氏名	住所	名称	所在地	廃止年月日
山田 三千男		有限会社オアシス グリーンはりきゅう整骨院	草加市谷塚町325-19	平成24年3月31日
寺井 良		グリーンはりきゅう整骨院	草加市谷塚町565-1-101-2	平成24年2月10日

## 告 示

埼玉県告示第五百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり辞退の届出があつた。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	辞退年月日
大 沢 歯 科 ク リ ニ ッ ク	深 谷 市 稲 荷 町 1 - 2 0 - 1 5	平 成 2 4 年 5 月 1 日

二 指定施術者

氏名	住所	施術所		辞退年月日
		名称	所在地	
天 本 雄 介		エ - ル ケ ア サ - ビ ス	熊 谷 市 新 堀 1 1 3 5 - 1 7	平 成 2 4 年 3 月 2 2 日



## 告 示

埼玉県告示第五百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
うつみ内科クリニック	内 海 甲 一	三 郷 市 谷 口 5 6 8 - 1	平成 24 年 3 月 1 日
馬 島 医 院	馬 島 辰 典	狭 山 市 青 柳 1 4 9 - 8	平成 24 年 2 月 1 日
埼 宅 ク リ ニ ッ ク	東 真 樹	川 口 市 東 本 郷 9 6 5	平成 24 年 4 月 1 日
医 療 法 人 保 木 診 療 所	医 療 法 人 保 木 診 療 所	川 口 市 峯 2 5 6 番 地 7	平成 24 年 3 月 15 日
医療法人 緑愛会 はとがや緑内科クリニック	医 療 法 人 緑 愛 会	川口市辻 1 5 7 3 - 1 鳩ヶ谷メディカルプラザ 3 階	平成 23 年 11 月 1 日
朝 霞 中 央 ク リ ニ ッ ク	米 田 武 史	朝霞市本町 1 - 3 4 - 1 ボンビラージュ 5 0 3	平成 24 年 3 月 1 日
吉 田 整 形 ク リ ニ ッ ク	吉 田 太 郎	所 沢 市 久 米 1 5 6 9 - 1	平成 24 年 4 月 2 日
は くれ ん 在 宅 ク リ ニ ッ ク	大 津 敦 子	春日部市中央 3 - 5 - 1 4 サンウェスティン 1 0 3	平成 24 年 4 月 1 日
松原パートナーズ心臓・血管クリニック	市 川 忍	草加市栄町 2 - 1 1 - 9 松原ツインタワービルA棟 4 階	平成 24 年 4 月 1 日
医療法人社団悠翔会 悠翔会在宅クリニック越谷	医 療 法 人 社 団 悠 翔 会	越 谷 市 南 越 谷 4 - 1 3 - 2 0 2 階	平成 24 年 4 月 1 日
越 谷 市 成 人 夜 間 急 患 診 療 所	越 谷 市	越 谷 市 東 越 谷 1 0 - 8 1	平成 24 年 4 月 20 日
は ら し ま ク リ ニ ッ ク	原 嶋 秀 明	秩 父 市 別 所 4 7 5 - 7	平成 24 年 4 月 17 日
あ っ ぷ る 歯 科	角 田 幸 子	日 高 市 高 萩 6 2 4 - 8 高萩駅前ビル 1 F	平成 24 年 4 月 1 日
川 口 元 郷 歯 科 医 院	松 永 京 路	川 口 市 本 町 2 - 1 2 - 3 1	平成 24 年 2 月 9 日
ふじみ野アイル歯科クリニック	浅 野 卓 也	富士見市ふじみ野東 1 - 1 - 1 富士み野ナーレ 4 F	平成 24 年 4 月 26 日

越谷スマイル歯科	小田倉 洋介	越谷市大道715ピアシティ越谷大袋 テナント棟	平成24年4月13日
ホワイト歯科	医療法人社団 大志	上尾市原新町6-10エーステート北上尾101	平成24年1月1日
イズ歯科クリニック	野中 康弘	狭山市富士見2-21-27-B	平成24年4月1日
つつじ歯科	奥平 孝史	狭山市富士見1-15-26	平成24年4月1日
みどりちょう歯科クリニック	滝 嶋 稔	熊谷市美土里町1-71-3	平成24年3月14日
エムズみなみ薬局	株式会社オフィス・メディ・ファム	越谷市南越谷4-13-12アンジェ口新越谷1F	平成24年3月1日
ドラッグイチワタ 小前田薬局	株式会社 イチワタ	深谷市小前田2540	平成24年3月1日
さくら薬局 所沢若狭店	クラフト株式会社	所沢市若狭2-1674-19	平成24年4月1日
吉村薬局	吉村 啓子	富士見市東みずほ台2-2-10-201	平成24年3月1日
エース薬局 朝霞調剤センター	株式会社 エフケイ	朝霞市本町1-33-48グランドフェア1階	平成24年4月2日
ひまわり薬局 秩父店	有限会社エム・アイ・イー	秩父市別所360-1	平成24年4月1日
あけぼの薬局 久喜2号店	クラフト株式会社	久喜市久喜中央2-6-26	平成24年4月1日
ファーコスさやま薬局	株式会社 ファーコス	所沢市東狭山ヶ丘6-747-18	平成24年4月1日
アイリス調剤薬局 ふじみ野店	サンパークス株式会社	ふじみ野市亀久保1811-6	平成24年4月1日
ほうゆう薬局 上尾店	有限会社 ほうゆう調剤薬局	上尾市久保18-2	平成24年3月1日
めぐみ薬局 緑町	有限会社 めぐみ薬局	所沢市緑町4-15-25	平成24年1月1日
訪問看護ステーション ハートステーション	医療法人社団ユーアイエメリー会	久喜市北青柳1518-4	平成24年2月16日

幸せの羽 訪問看護ステーション 株式会社 幸羽 北葛飾郡杉戸町清地 3 - 1 8 - 1 8 平成 24 年 3 月 1 日

二 指定施術者

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
野口 宗洋		たかす接骨院	三郷市高州 1 - 3 1 8 - 1	平成 24 年 3 月 2 日
中村 剛		ローズの花 鍼灸・整骨院	越谷市蒲生寿町 1 7 - 4	平成 24 年 3 月 23 日
佐藤 秀和		今宿接骨院	比企郡鳩山町小用 1 2 0 7 - 1 8	平成 4 年 4 月 27 日
並木 能宏		草加まつばら整骨院	草加市松江 2 - 3 - 5 0	平成 24 年 4 月 2 日
増井 洋史		ローズの花 鍼灸・整骨院	越谷市蒲生寿町 1 7 - 4	平成 24 年 3 月 23 日
吉田 忠弘		ひまわりの里	さいたま市南区太田窪 2 0 1 6	平成 23 年 5 月 1 日
田河 宏晃		アルク訪問治療院	越谷市南町 3 - 2 - 3 - 1 0 2	平成 24 年 4 月 3 日
鈴木 正芳		在宅マッサージ・ピース	草加市瀬崎 2 - 3 6 - 3 2	平成 24 年 3 月 1 日
今野 大介		藤川 鍼灸接骨院	朝霞市本町 3 - 4 - 8 - 1 0 2	平成 24 年 3 月 12 日
圓藤 展丈		まごころサポートセンター越谷	越谷市蒲生 4 - 1 2 - 1 2	平成 24 年 4 月 1 日
杉山 泰子		株式会社東京在宅サービス	新宿区新宿 1 - 5 - 4	平成 24 年 4 月 3 日

# 告示

埼玉県告示第五百七十六号

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第十五号。以下「法」という。）第四条第一項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり行う。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上田清司

## 一 試験の期日及び場所

試験期日	試験場所
平成二十四年 八月八日（水）	埼玉県草加市学園町一丁目一番地 獨協大学

## 二 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学並びに製菓理論及び実技

## 三 受験資格

法第五条各号に掲げる者又は法附則第二項若しくは第三項に規定する者

## 四 受験手続

### イ 提出書類

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十四号）第二条に規定する受験願書及び書類

### ロ 試験手数料

九千六百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

### ハ 受験願書等の提出期間及び提出場所

平成二十四年六月二十七日（水）から二十九日（金）まで

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時三十分から午後四時まで

郵送の場合は、平成二十四年六月二十九日（金）までの消印のあるものに限る。

## 二 提出場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県保健医療部保健医療政策課 研修・国際協力・免許担当

## 五 合格発表の場所及び期日

### イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成二十四年九月十九日（水）及び二十日（木）

午前十時から午後五時まで

□ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十四年九月十九日（水）午前十時から十月十八日（木）午後五時まで

# 告示

埼玉県告示第五百七十七号

薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第三十六条の四第一項の規定により、登録販売者試験を次のとおり行う。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上田清司

## 一 試験期日及び場所

試験期日	試験場所
平成二十四年九月九日（日）	獨協大学（埼玉県草加市学園町一丁目一番地）

## 二 試験科目

- イ 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- ロ 人体の働きと医薬品
- ハ 主な医薬品とその作用
- ニ 薬事に関する法規と制度
- ホ 医薬品の適正使用と安全対策

## 三 受験資格

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一百五十九条の五第二項に規定する者

## 四 受験手続

### イ 提出書類

薬事法施行規則第一百五十九条の五第一項に規定する申請書及び書類

### ロ 試験手数料

一万五千円を埼玉県収入証紙により納付すること。

### ハ 提出期間及び提出方法

平成二十四年六月十八日（月）から同年六月二十九日（金）まで

埼玉県登録販売者試験センター（日本郵便柏支店私書箱第五十号）宛ての簡易書留によること。なお、受付期間最終日までの消印のあるものに限る。

## 五 合格発表

### イ 埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前に掲示

平成二十四年十月九日（火）午前十時から同年十月十日（水）午後五時ま

で

### ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十四年十月九日（火）午前十時から同年十一月八日（木）午後五時まで



## 告 示

### 埼玉県告示第五百七十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

彩の国映像情報発信システムサーバ機器等の賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成24年9月1日（土）から平成29年8月31日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 過去5年の間に契約金額3,000万円以上のサーバ及びパソコン等を含む賃貸借契約を締結し、履行した実績を有する者であること。
- (6) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒333-0844 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号 彩の国ビジュアルプラザ  
埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 安藤 電話048-265-2502（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年6月8日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年6月7日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年6月7日（木）午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課 平成24年6月8日（金）午前11時

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成24年5月28日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成24年5月21日（月）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of server devices for the Sai-no-kuni Video Information Dissemination System

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic tender system: By 10:00 a.m. June 8, 2012.

By registered mail or in person: Must be received by 5:00 p.m. June 7, 2012.

(3) Contact Information:

Visual Contents Group of the Commerce and Service Industry Support Division, Industry and Labor Department Saitama Prefectural Government Sai-no-Kuni Visual Plaza, Kamiaoki 3-12-63, Kawaguchi-shi, Saitama-ken 333-0844 Tel. +81-48-265-2502

# 告 示

埼玉県告示第五百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム深谷店

埼玉県深谷市上柴町東二丁目二十九番八外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）スーパービバホーム深谷店

（変更後）スーパービバホーム深谷店

### ハ 変更年月日

平成二十四年三月十七日

### ニ 届出年月日

平成二十四年四月十七日

## 二 縦覧期間

平成二十四年四月二十七日から平成二十四年八月二十七日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十四年四月二十七日から平成二十四年八月二十七日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第五百八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマネW北本店

埼玉県北本市北中丸一丁目六番

### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一二一台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 八八台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 九一台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 九一台

## 八 変更年月日

平成二十四年十二月十七日

## 二 届出年月日

平成二十四年四月十六日

## 二 縦覧期間

平成二十四年四月二十七日から平成二十四年八月二十七日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十四年四月二十七日から平成二十四年八月二十七日まで

### ロ 意見書提出先





# 告示

埼玉県告示第五百八十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーヨーデイツー籠原店

埼玉県熊谷市新堀新田六百二十六外

### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二〇四台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一四四台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 一〇か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 九か所 位置 図面省略

### ハ 変更年月日

平成二十四年十二月十七日

### ニ 届出年月日

平成二十四年四月十六日

## 二 縦覧期間

平成二十四年四月二十七日から平成二十四年八月二十七日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十四年四月二十七日から平成二十四年八月二十七日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



同	同	同	監事
金子	隅田	飯山	山口
勇	誠	滂	信一
同	同	同	同
越谷市宮本町二丁目百八十二番地	春日部市下蛭田二百八十六番地	さいたま市岩槻区大字飯塚八百十二番地	蓮田市大字貝塚八百四十番地

## 告 示

埼玉県告示第五百八十二号

平成二十三年埼玉県告示第九十八号で公示した公共測量（基準点測量、出来形確認測量）は、平成二十三年三月三十一日終了した旨測量計画機関の長である新座市新堀二丁目土地区画整理組合理事長村野英男から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第五百八十四号

平成二十三年埼玉県告示第千八十九号で公示した公共測量（数値地形図データ更新）は、平成二十四年三月二十三日終了した旨測量計画機関の長であるさいたま市長清水勇人から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第五百八十五号

平成二十三年埼玉県告示第千五百五十四号で公示した基本測量（基盤地図情報整備）は、平成二十四年三月三十一日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第五百八十六号

平成二十三年埼玉県告示第千五百五十五号で公示した基本測量（基盤地図情報整備）は、平成二十四年三月三十一日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司



# 告 示

埼玉県告示第五百八十七号

平成二十三年埼玉県告示第千四百九十五号で公示した基本測量（基盤地図情報整備）は、平成二十四年三月三十一日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第五百八十八号

平成二十三年埼玉県告示第千五百二十四号で公示した公共測量（撮影 縮尺一万分の一 DMC（GPS/IMU）による空中写真撮影）は、平成二十四年三月三十一日終了した旨測量計画機関の長である草加市長田中和明から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第五百八十九号

平成二十三年埼玉県告示第千五百十二号で公示した公共測量（撮影 縮尺五千分の一 RC三十（GPS/IMU）による空中写真撮影）は、平成二十四年三月十六日終了した旨測量計画機関の長である本庄市長吉田信解から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第五百九十号

平成二十三年埼玉県告示第千五百十三号で公示した公共測量（撮影 縮尺五千分の一 RC三十（GPS/IMU）による空中写真撮影）は、平成二十四年三月十九日終了した旨測量計画機関の長である児玉郡上里町長関根孝道から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第五百九十一号

平成二十三年埼玉県告示第千五百二号で公示した公共測量（撮影 縮尺五千分の  
一 RC三十（GPS/IMU）による空中写真撮影）は、平成二十四年三月十五日  
日終了した旨測量計画機関の長である大里郡寄居町長島田誠から通知を受けたの  
で、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第  
十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第五百九十二号

平成二十三年埼玉県告示第千二百十三号で公示した公共測量（空中写真撮影）は、平成二十四年三月十二日終了した旨測量計画機関の長である幸手市長渡辺邦夫から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第五百九十二号

平成二十三年埼玉県告示第千二百十二号で公示した公共測量（空中写真撮影）は、平成二十四年三月十六日終了した旨測量計画機関の長である春日部長石川良三から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第五百九十四号

平成二十三年埼玉県告示第四百五十六号で公示した公共測量（空中写真撮影）は、平成二十四年三月二十三日終了した旨測量計画機関の長である入間郡越生町長田島公子から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司



## 告 示

埼玉県告示第五百九十五号

平成二十三年埼玉県告示第四百七十五号で公示した公共測量（空中写真撮影）は、平成二十四年三月十六日終了した旨測量計画機関の長である入間郡毛呂山町長井上健次から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第五百九十六号

平成二十三年埼玉県告示第千五百二十三号で公示した公共測量（空中写真撮影）は、平成二十四年三月十六日終了した旨測量計画機関の長である上尾市長島村穰から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第五百九十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 許可番号

第二〇一〇 二一 一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

さいたま市見沼区大字新右衛門新田四九五番一 外四筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千四百二十・三一立方メートル

# 告 示

埼玉県告示第五百九十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めため、告示する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇〇九 一七 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

さいたま市岩槻区大字長宮字酉開一三七二番 外四十六筆

さいたま市岩槻区大字大野島字久保田一〇七五番 外五筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一万八千四百十六・五二立方メートル

# 告 示

埼玉県告示第五百九十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一〇 二七 二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

北葛飾郡杉戸町大字杉戸字雅楽二千五百十四 外十一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千百四百八十一・七五立方メートル

# 告 示

## 埼玉県告示第六百号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 許可番号

第二〇一一 二六 一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県川越市大字今福字中台二千八百三十八番一 外七筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千百七・四立方メートル

# 告 示

埼玉県告示第六百一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により  
和光北インター地域土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、  
次のとおり公告する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

本多 康男 和光市新倉一丁目五番二十一号

## 告 示

### 埼玉県告示第六百二号

平成二十四年埼玉県告示第三百十二号（公募による抽選による保留地処分の公告）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

第一号ツ(3)中「三千二百五十五万円」を「二千九百七十六万円」に改める。



# 告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 新井 伸 二

一 道路の種類 県道

二 路線名 飯田橋石神井新座線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>地先まで</p> <p>同市栗原三丁目二八〇番三</p>	<p>六地先から</p> <p>新座市栗原三丁目二六〇番</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・八〇}</p> <p>一九・一八</p>	<p>八・七二}</p> <p>八・八〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>九三・八〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>

# 告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県北本県土整備事務所長 野 川 達 哉

鴻巣川島線	路線名
鴻巣市赤見台二丁目五二七番二地 先から同市同五五五番五地先まで	供用開始の区間
平成二十四年四月二十七日	供用開始の期日
延長一九〇・五〇メートル	備考

## 告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 水村 正和

<p>路 線 名</p>	<p>二百五十四号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡小川町大字勝呂字石塚六五五番 三地先から同郡同町大字勝呂字岳木一二 八番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十四年四月二十七日</p>
<p>備 考</p>	<p>自転車歩行車道整備工事。 延長九七・四メートル。</p>

# 告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

路線名	二百九十九号
供用開始の区間	秩父市熊木町六一五七番四地先から 秩父郡横瀬町大字横瀬字姿四二五八 番一地先まで
供用開始の期日	平成二十四年四月二十七日
備考	平成二十年四月 四日付け埼玉県秩 父県土整備事務所 長告示第二十二号 で告示した道路予 定区域の一部供用 開始である。 延長二一八・八〇 メートル



# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十三年六月二十一日

指令川建セ第二三〇〇一〇〇号

## 二 検査済証番号

平成二十四年四月二十日

川建セ第二四〇〇〇二号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字中曽根字西組二八二番二

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県行田市桜町一丁目九番二二号

小駒 典孝

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十三年十月二十一日

指令越建セ第二三〇〇三三〇号

### 二 検査済証番号

平成二十四年四月二十三日

越建セ第四四一―一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字鷲巣字寺前四百十六番七

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南一丁目一番地九 高野台ピージビル三〇二

中田 喜昭

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十四年二月二十一日

指令越建セ第二三〇〇六〇〇号

### 二 検査済証番号

平成二十四年四月二十三日

越建セ第四九一一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根字池ノ房三千八百四十二番一、三千八百四十三番一、三千八百四十四番一、三千八百四十五番三、三千八百四十六番五、三千八百四十七番六、三千八百四十八番五、三千八百五十五番一、三千八百五十六番一

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目七番三号

太平 株式会社 代表取締役 平子 繁

# 告 示

埼玉県公営企業告示第四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者及び  
随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県公営企業管理者 石 田 義 明

1 購入等物件及び数量

- (1) 水道用ポリ塩化アルミニウム 9,638 トン
- (2) 水道用液体塩素 771 トン
- (3) 水道用次亜塩素酸ナトリウム 997 トン
- (4) 水道用粉末活性炭(ドライ炭) 154 トン

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

3 契約期間

1の購入等物件について

- (1),(2),(3) 平成24年4月1日から平成24年9月30日まで
- (4) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

4 納入場所

1の購入等物件について

- (1)アイウエオ
- (2)アイウ
- (3)エオ
- (4)アオ

納入場所ア～オは以下のとおり

- ア 埼玉県大久保浄水場
- イ 埼玉県庄和浄水場
- ウ 埼玉県行田浄水場
- エ 埼玉県新三郷浄水場
- オ 埼玉県吉見浄水場

5 落札者又は随意契約の相手方を決定した日

平成24年3月29日

6 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

1の購入等物件について

- (1) 川口薬品化学株式会社  
埼玉県川口市川口5丁目12番34号
- (2) 吉田化学産業株式会社  
埼玉県さいたま市北区土呂町1丁目45番地14
- (3) 川口薬品化学株式会社  
埼玉県川口市川口5丁目12番34号
- (4) 川口薬品化学株式会社  
埼玉県川口市川口5丁目12番34号

7 落札金額又は随意契約に係る契約金額

1の購入等物件について

- (1) 1トン当たり 19,845円
- (2) 1トン当たり 73,500円
- (3) 1トン当たり 52,500円
- (4) 1トン当たり 430,500円

8 落札者又は随意契約の相手方を決定した手続

1の購入等物件について

- (1),(2),(3) 一般競争入札
- (4) 随意契約(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号による)

9 入札の公告を行った日

平成24年2月3日

# 告 示

## 埼玉県人事委員会告示第一号

平成二十四年度埼玉県職員採用上級試験及び平成二十四年度埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用上級試験を次のとおり実施する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

1 試験の名称

- (1) 平成24年度埼玉県職員採用上級試験
- (2) 平成24年度埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用上級試験

2 試験職種、採用予定者数及び受験資格

試験区分	試験職種	採用予定者数	受験資格
埼玉県職員採用上級試験	一般行政	167人	<p>日本国籍を有する者 (小・中学校事務を除く。)</p> <p>地方公務員法第16条に該当しない者</p> <p>次に掲げる者</p> <p>(1) 昭和57年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者(学歴不問)</p> <p>(2) 平成3年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの</p> <p>ア 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者又は平成25年3月までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>「福祉」は社会福祉法第19条の社会福祉主事の任用資格を有する者又は平成25年3月31日までに資格を取得する見込みの者</p>
	心理	2人	
	設備	23人	
	総合土木	38人	
	建築	13人	
	化学	11人	
	農業	1人	
	林業	1人	
福祉	15人		
埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用上級試験		34人	

3 試験の方法

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

試験区分	第1次試験		第2次試験	
	教養試験	専門試験	論文試験	人物試験
埼玉県職員採用上級試験	(選択解答制)	(一般行政のみ 選択解答制)		
埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用上級試験	(選択解答制)			

注 印を付したものについて行う。



#### 4 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	6月24日(日)	埼玉県立伊奈学園総合高等学校 (北足立郡伊奈町) 埼玉県立蕨高等学校 (蕨市)	7月3日(火)午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示版に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	7月9日(月)から11日(水)までのいずれか1日及び7月27日(金)から8月9日(木)までのいずれか1日(土曜日及び日曜日を除く。)に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		8月22日(水)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

#### 5 試験の対象となる職の概要及び給与

##### (1) 職の概要

###### ア 埼玉県職員採用上級試験

埼玉県の各機関に勤務し、一般行政事務又は技術的業務に従事する。

###### イ 埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用上級試験

埼玉県内の市町村立小・中学校(さいたま市を除く。)に勤務し、学校事務に従事する。

##### (2) 給与

ア 平成24年4月1日現在における初任給(地域手当を含む。)は、原則として全職種とも約191,300円である。

イ 上記金額は、それぞれの職種に応じた代表的な職務に従事した場合のもので、職務の内容によって金額が変更になる場合がある。

ウ 上記のほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 一定の経歴がある場合は、上記金額に所定の額が加算されることがある。

オ 上記の初任給は、平成24年4月1日現在におけるもので、採用時まで給与改定があった場合は、それによる。

#### 6 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えないことが明らかとなった場合、又は資格取得見込みの者にあつては、当該資格を取得できなかった場合は、採用候補者名簿から削除される。

## 7 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成25年4月1日である。

## 8 受験手続

### (1) 受験案内の入手方法

#### ア インターネット

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成24年5月7日(月)から公開する。

#### イ 冊子の配布

冊子の受験案内及び申込書は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課等において、平成24年5月7日(月)から配布する。

### (2) 申込方法

#### ア インターネット

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

#### イ 郵送

インターネットによる申込みができない場合は、申込書に必要事項を記入の上、特定記録又は簡易書留にて埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に提出すること。

### (3) 受付期間

#### ア インターネット受付

5月7日(月)9時30分から5月21日(月)17時まで

#### イ 郵送受付

5月7日(月)から5月21日(月)まで(期間内消印有効)

## 9 その他

(1) 試験職種「一般行政」については、点字又は拡大文字(身体障害者手帳を有する者又は身体障害者手帳を有する者と同程度の障害があることが確認できる者に限る。)による受験が可能である。この場合は、試験会場等が異なることがある。

(2) この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当(さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181)に行うこと。

# 告 示

## 埼玉県人事委員会告示第二号

平成二十四年度埼玉県警察事務職員採用上級試験を次のとおり実施する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

1 試験の名称

平成24年度埼玉県警察事務職員採用上級試験

2 試験職種及び採用予定者数

警察事務 28人

3 受験資格

(1) 日本国籍を有する者

(2) 地方公務員法第16条に該当しない者

(3) 次に掲げる者

ア 昭和57年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者（学歴不問）

イ 平成3年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの

(ア) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は平成25年3月までに大学を卒業する見込みの者

(イ) 人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者

4 試験の方法

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

(1) 第1次試験 教養試験（選択解答制）、専門試験（選択解答制）

(2) 第2次試験 論文試験、人物試験

5 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	6月24日（日）	埼玉県立伊奈学園総合高等学校 （北足立郡伊奈町） 埼玉県立蕨高等学校 （蕨市）	7月3日（火）午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示版に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	7月9日（月）から11日（水）までのいずれか1日及び7月27日（金）から8月9日（木）までのいずれか1日（土曜日及び日曜日を除く。）に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		8月22日（水）に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

6 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県警察本部又は県内各警察署等に勤務し、警察事務に従事する。

(2) 給与

ア 平成24年4月1日現在における初任給(地域手当を含む。)は、約191,300円である。

イ 上記のほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

ウ 一定の経歴がある場合は、上記金額に所定の額が加算されることがある。

エ 上記の初任給は、平成24年4月1日現在におけるもので、採用時まで給与改定があった場合は、それによる。

7 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

8 採用の方法

名簿登載者は、警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成25年4月1日である。

9 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

ア インターネット

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成24年5月7日(月)から公開する。

イ 冊子の配布

冊子の受験案内及び申込書は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署又は埼玉県人事委員会事務局任用審査課等において、平成24年5月7日(月)から配布する。

(2) 申込方法

ア インターネット

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

イ 郵送

申込書に必要事項を記入の上、特定記録又は簡易書留にて埼玉県警察採用センターに提出すること。

ウ 持参

申込書に必要事項を記入の上、埼玉県警察採用センター又は県内各警察署に提出すること。

(3) 受付期間

ア インターネット受付

5月7日(月)9時30分から5月21日(月)17時まで

イ 郵送受付

5月7日(月)から5月21日(月)まで(期間内消印有効)

ウ 持参受付

5月7日(月)から5月21日(月)までの

8時30分～12時及び13時～17時15分(土曜日及び日曜日を除く。)

10 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当(さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181)又は埼玉県警察採用センター(埼玉県警察職員採用フリーダイヤル 0120-373514)に行うこと。

# 告 示

## 埼玉県人事委員会告示第三号

平成二十四年度埼玉県職員採用初級試験及び平成二十四年度埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用初級試験を次のとおり実施する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

1 試験の名称

- (1) 平成24年度埼玉県職員採用初級試験
- (2) 平成24年度埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用初級試験

2 試験職種、採用予定者数及び受験資格

試験区分	試験職種	採用予定者数	受験資格
埼玉県職員採用初級試験	一般事務	6人	日本国籍を有する者 (小・中学校事務を除く。)  地方公務員法第16条に該当しない者
	総合土木	2人	
埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用初級試験		22人	平成3年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者(学歴不問)

3 試験の方法

試験は、高等学校卒業程度により次のとおり行う。

試験区分	第1次試験		第2次試験	
	教養試験	専門試験	作文試験	人物試験
埼玉県職員採用初級試験(一般事務)				
埼玉県職員採用初級試験(総合土木)				
埼玉县市町村立小・中学校事務職員採用初級試験				

注 印を付したものについて行う。

4 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月23日(日)	埼玉県立大宮高等学校 (さいたま市)	10月3日(水)午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示版に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	10月11日(木)及び10月23日(火)から10月25日(木)までのいずれか1日に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		11月22日(木)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。



## 5 試験の対象となる職の概要及び給与

### (1) 職の概要

#### ア 埼玉県職員採用初級試験

埼玉県の各機関に勤務し、一般行政事務又は技術的業務に従事する。

#### イ 埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用初級試験

埼玉県内の市町村立小・中学校（さいたま市を除く。）に勤務し、学校事務に従事する。

### (2) 給与

ア 平成24年4月1日現在における初任給（地域手当を含む。）は、原則として全職種とも約154,600円である。

イ 上記金額は、それぞれの職種に応じた代表的な職務に従事した場合のもので、職務の内容によって金額が変更になる場合がある。

ウ 上記のほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 一定の経歴がある場合は、上記金額に所定の額が加算されることがある。

オ 上記の初任給は、平成24年4月1日現在におけるもので、採用時までには給与改定があった場合は、それによる。

## 6 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

## 7 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成25年4月1日である。

## 8 受験手続

### (1) 受験案内の入手方法

#### ア インターネット

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成24年5月7日（月）から公開する。

#### イ 冊子の配布

冊子の受験案内及び申込書は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課等において、平成24年5月7日（月）から配布する。

### (2) 申込方法

#### ア インターネット

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

#### イ 郵送

インターネットによる申込みができない場合は、申込書に必要事項を記入の上、特定記録又は簡易書留にて埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に提出すること。

(3) 受付期間

ア インターネット受付

8月13日(月)9時30分から8月24日(金)17時まで

イ 郵送受付

8月13日(月)から8月24日(金)まで(期間内消印有効)

9 その他

- (1) 試験職種「一般事務」については、点字又は拡大文字(身体障害者手帳を有する者又は身体障害者手帳を有する者と同程度の障害があることが確認できる者に限る。)による受験が可能である。この場合は、試験会場等が異なることがある。
- (2) この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当(さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181)に行うこと。

# 告 示

## 埼玉県人事委員会告示第四号

平成二十四年度埼玉県警察事務職員採用初級試験を次のとおり実施する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

1 試験の名称

平成24年度埼玉県警察事務職員採用初級試験

2 試験職種及び採用予定者数

警察事務 7人

3 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法第16条に該当しない者
- (3) 平成3年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者（学歴不問）

4 試験の方法

試験は、高等学校卒業程度により次のとおり行う。

- (1) 第1次試験 教養試験
- (2) 第2次試験 作文試験、人物試験

5 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月23日（日）	埼玉県立大宮高等学校 （さいたま市）	10月3日（水）午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示版に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	10月11日（木）及び10月23日（火）から10月25日（木）までのいずれか1日に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		11月22日（木）に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

6 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県警察本部又は県内各警察署等に勤務し、警察事務に従事する。

(2) 給与

ア 平成24年4月1日現在における初任給（地域手当を含む。）は、約154,600円である。

イ 上記のほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

ウ 一定の経歴がある場合は、上記金額に所定の額が加算されることがある。

エ 上記の初任給は、平成24年4月1日現在におけるもので、採用時まで給与改定があった場合は、それによる。

## 7 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

## 8 採用の方法

名簿登載者は、警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成25年4月1日である。

## 9 受験手続

### (1) 受験案内の入手方法

#### ア インターネット

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成24年5月7日(月)から公開する。

#### イ 冊子の配布

冊子の受験案内及び申込書は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署又は埼玉県人事委員会事務局任用審査課等において、平成24年5月7日(月)から配布する。

### (2) 申込方法

#### ア インターネット

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

#### イ 郵送

申込書に必要事項を記入の上、特定記録又は簡易書留にて埼玉県警察採用センターに提出すること。

#### ウ 持参

申込書に必要事項を記入の上、埼玉県警察採用センター又は県内各警察署に提出すること。

### (3) 受付期間

#### ア インターネット受付

8月13日(月)9時30分から8月24日(金)17時まで

#### イ 郵送受付

8月13日(月)から8月24日(金)まで(期間内消印有効)

#### ウ 持参受付

8月13日(月)から8月24日(金)までの

8時30分～12時及び13時～17時15分(土曜日及び日曜日を除く。)

## 10 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試

験担当（さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-822-8181）又は埼玉県警察採用センター（埼玉県警察職員採用フリーダイヤル 0120-373514）に行くこと。

# 告 示

## 埼玉県人事委員会告示第五号

平成二十四年度埼玉県免許資格職職員採用試験を次のとおり実施する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

1 試験の名称

平成24年度埼玉県免許資格職職員採用試験

2 試験職種、採用予定者数及び受験資格

試験職種	採用予定者数	受 験 資 格
薬剤師	19人	<p>地方公務員法第16条に該当しない者 (全職種共通)</p> <p>日本国籍を有する次に掲げる者で、薬剤師の免許を有する者又は平成25年春季の国家試験で取得見込みの者</p> <p>(1) 昭和57年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 平成元年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの</p> <p>ア 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者又は平成25年3月までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者</p>
獣医師	10人	<p>日本国籍を有する次に掲げる者で、獣医師の免許を有する者又は平成25年春季の国家試験で取得見込みの者</p> <p>(1) 昭和57年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 平成元年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの</p> <p>ア 大学を卒業した者又は平成25年3月までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者</p>
保健師	5人	<p>次に掲げる者で、保健師の免許を有する者又は平成25年春季の国家試験で取得見込みの者(国籍不問)</p> <p>(1) 昭和57年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者</p>



		(2) 平成4年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの ア 大学を卒業した者又は平成25年3月までに大学を卒業する見込みの者 イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者
栄養士	4人	昭和57年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者で、栄養士の免許を有する者又は平成25年3月31日までに取得見込みの者(国籍不問)
司書	9人	昭和57年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者で、司書の資格を有する者又は平成25年3月31日までに取得見込みの者(国籍不問)

### 3 試験の方法

#### (1) 薬剤師、獣医師及び保健師

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

ア 第1次試験 教養試験(選択解答制)

イ 第2次試験 論文試験、人物試験

#### (2) 栄養士及び司書

試験は、短期大学卒業程度により次のとおり行う。

ア 第1次試験 教養試験、専門試験

イ 第2次試験 論文試験、人物試験

### 4 試験の日時、試験会場及び合格発表

#### (1) 薬剤師、獣医師及び保健師

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	6月24日(日)	埼玉県立伊奈学園総合高等学校(北足立郡伊奈町) 埼玉県立蕨高等学校(蕨市)	7月3日(火)午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示版に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	7月9日(月)から11日(水)までのいずれか1日及び7月27日(金)から8月9日(木)までのいずれか1日(土曜日及び日曜日を除く。)に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		8月22日(水)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

(2) 栄養士及び司書

試験	日時	試験会場		合格発表
第1次試験	9月23日(日)	栄養士	埼玉県立大宮高等学校 (さいたま市)	10月3日(水)午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示版に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
		司書	埼玉県立浦和第一女子高等学校 (さいたま市)	
第2次試験	10月11日(木)及び10月23日(火)から10月25日(木)までのいずれか1日に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。			11月22日(木)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県の各機関に勤務し、技術的業務に従事する。

(2) 給与

ア 平成24年4月1日現在における初任給(地域手当を含む。)は、原則として下表のとおりである。

職 種	給 与
薬 剤 師	約218,200円
獣 医 師	
保 健 師	約221,300円
栄 養 士	約174,600円
司 書	約166,500円

イ 上記金額は、それぞれの職種に応じた代表的な職務に従事した場合のもので、職務の内容によって金額が変更になる場合がある。

ウ 上記のほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 一定の経歴がある場合は、上記金額に所定の額が加算されることがある。

オ 上記の初任給は、平成24年4月1日現在におけるもので、採用時まで給与改定があった場合は、それによる。

6 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えないことが明らかとなった場合、又は免許取得見込みの者にあつては、当該資格を取得できなかった場合は、採用候補者名簿から削除される。

## 7 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成25年4月1日である。

## 8 受験手続

### (1) 受験案内の入手方法

#### ア インターネット

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成24年5月7日(月)から公開する。

#### イ 冊子の配布

冊子の受験案内及び申込書は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課等において、平成24年5月7日(月)から配布する。

### (2) 申込方法

#### ア インターネット

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

#### イ 郵送

インターネットによる申込みができない場合は、申込書に必要事項を記入の上、特定記録又は簡易書留にて埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に提出すること。

### (3) 受付期間

職 種	受 付 期 間
薬 剤 師 獣 医 師 保 健 師	ア インターネット受付 5月7日(月)9時30分から5月21日(月)17時まで
	イ 郵送受付 5月7日(月)から5月21日(月)まで(期間内消印有効)
栄 養 士 司 書	ア インターネット受付 8月13日(月)9時30分から8月24日(金)17時まで
	イ 郵送受付 8月13日(月)から8月24日(金)まで(期間内消印有効)

## 9 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当(さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181)に行うこと。

# 告 示

## 埼玉県人事委員会告示第六号

平成二十四年度埼玉県経験者職員採用試験を次のとおり実施する。

平成二十四年四月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

1 試験の名称

平成24年度埼玉県経験者職員採用試験

2 試験職種及び採用予定者数

ア 民間企業等職務経験者区分

一般行政 5人

設 備 2人

総合土木 5人

イ 海外活動等経験者区分

一般行政 若干名

3 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法第16条に該当しない者
- (3) 次に掲げる者

民間企業等 職務経験者区分	昭和28年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかのもの ア 学校教育法に基づく大学を卒業（人事委員会が同等の資格があると認める場合を含む。）後、民間企業等における職務経験を5年以上（平成24年7月末日現在）有する者 イ 学校教育法に基づく短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。）を卒業（人事委員会が同等の資格があると認める場合を含む。）後、民間企業等における職務経験を7年以上（平成24年7月末日現在）有する者 ウ 民間企業等における職務経験を9年以上（平成24年7月末日現在）有する者
海外活動等 経験者区分	ア 昭和57年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者（学歴不問） イ 平成3年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの (ア) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は平成25年3月までに大学を卒業する見込みの者 (イ) 人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者

4 試験の方法

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

- (1) 第1次試験 教養試験、論文試験
- (2) 第2次試験 論文試験、人物試験
- (3) 第3次試験 人物試験

## 5 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	9月23日(日)	埼玉県立浦和西高等学校 (さいたま市)	10月16日(火)午前10時から7日間、県庁本庁舎南玄関の掲示版に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	10月28日(日)に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書で通知する。		11月13日(火)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第3次試験	11月25日(日)に、さいたま市内で行う。 詳しくは、第2次試験合格者に文書で通知する。		12月6日(木)に第1次試験及び2次試験の合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

## 6 試験の対象となる職の概要及び給与

### (1) 職の概要

埼玉県の各機関に勤務し、一般行政事務又は技術的業務に従事する。

### (2) 給与

ア 初任給は、採用される者の民間企業等での職務経験内容等に応じて、在職する職員の給与と同等の額の範囲内で決定される。

(例) 年齢29歳で、民間企業等の職務経験が7年である場合  
約252,600円(地域手当を含む。)

イ 上記の初任給は、平成24年4月1日現在におけるもので、採用時までには給与改定があった場合は、それによる。

ウ 上記のほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

## 7 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

## 8 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成25年4月1日である。

## 9 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成24年7月2日(月)から公開する。

(2) 申込方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

なお、申込みは、原則としてインターネットから行うこととするが、インターネットによる申込みが困難である場合は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に問い合わせること。

(3) 受付期間

8月13日(月)9時30分から8月24日(金)17時まで

10 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当(さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181)に行うこと。